

# 受精卵の保管延長についての同意書

- 1) 現在凍結してある受精卵の保管を、ご本人様方同意のもと1年間延長致します。
- 2) 保管期間は原則1年間とし、保管延長の費用は 22,000円 です。  
また保管延長は最大でも3回(凍結した日より4年)までとさせていただきます。  
それを超えての延長希望の場合は個別でご相談頂いております。
- 3) 延長希望の場合は満了日1ヶ月前より満了日当日まで延長の手続きをお願い致します。
  - ・ 満了日まで同意書・延長費用の提出が必要となります。
  - ・ 同意書は当院HPよりダウンロードしてご記入下さい。(ダウンロード不可の場合は当院でお渡し可)
  - ・ 延長希望の旨を事前にお電話頂いた上で、診察時間内に受付へお声かけ下さい。
- 4) 以下の場合には凍結胚は破棄させていただきます。
  - ・ 凍結期限満了日までご本人より延長手続きがない場合
  - ・ ご夫婦のいずれかが死亡、行方不明となった場合
  - ・ ご夫婦のいずれかが心身を患い、当院医師が加療困難と判断した場合
  - ・ 妻の年齢が44歳を超えた場合
- 5) 以下の場合において、凍結保存・保管が困難となった際は残存胚数の割合に応じ最大1年分の保管料金の返還をもって弁償責任を果たさせていただきます。  
保存胚の救済に関し最大限の努力は致しますが、それ以上の損害賠償には応じられません。
  - ・ 容器の破損・不慮の事故
  - ・ 大災(地震・台風・水害など)により液体窒素の供給が困難になった場合
  - ・ 当院の存続が困難となった場合
- 6) 凍結胚の生死については融解して初めてわかるものであり、その結果については保障できるものではありません。
- 7) 住所や電話番号の変更の際は速やかに連絡をお願い致します。

すこやかレディースクリニック  
院長 斎藤 憲康

私たちは上記の内容に同意し、受精卵の凍結保管を受けることを希望します。  
保管期間は 年 月 日までとし、延長の場合は自己申請のもと延長手続きを行います。  
また、期日を過ぎての申請なき場合の保存胚の破棄に関しては貴院に一任致します。

年 月 日

住所 〒

電話番号

携帯番号(妻)

夫

印

妻

印

すこやかレディースクリニック  
院長 斎藤 憲康 殿